

最高裁判所裁判官国民審査公報

告示番号：1



最高裁判所判事
たか いち
昭和三四年一〇月九日生

略歴

昭和六年四月	弁護士登録（東京弁護士会）
平成二年四月	法政大学法学部非常勤講師
一六年四月	法政大学大学院法務研究科教授
二一年一月	法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
二八年六月	公益財団法人日弁連法務研究財团常務理事
三〇年四月	法政大学大学院法務研究科長
令和元年五月	日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二年六月	日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
七年三月	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

二年一月	最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月	公益財団法人大学基準協会法務系専門職委員会委員
七年三月	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

昭和六年四月	弁護士登録（東京弁護士会）
平成二年四月	法政大学法学部非常勤講師
一六年四月	法政大学大学院法務研究科教授
二一年一月	法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
二八年六月	公益財団法人日弁連法務研究財团常務理事
三〇年四月	法政大学大学院法務研究科長
令和元年五月	日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二年六月	日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
七年三月	最高裁判所判事

裁判官としての心構え
制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解説論を構築する必要があります、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のためには法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専念する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざり直視であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしきりにいました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聞き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。

告示番号：2



最高裁判所判事
おき まさみ
昭和三九年一月一二日生

略歴

昭和六一年一〇月	東京都葛飾区生まれ。春日部高校、法政大学法学部卒業。京都大学大学院法學研究科法政大学名譽教授。
平成二年二〇月	筑波大学社会科学系専任講師
五年四月	司法試験合格
一九年四月	東京大学大学院法学部助教
一一年四月	学習院大学法学部教員
一四年四月	法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職・法務省民事局付）
一六年四月	学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）教授兼法学部教員
一九年四月	一橋大学大学院法學研究科教授
二三年一〇月	東京大学大学院法學政治学研究科長・法学部長
令和七年四月	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一令和七年二月二三日	第二小法廷決定
二令和七年九月二六日	第二小法廷判決
三令和七年一二月三日	第二小法廷決定
四令和七年一月九日	第二小法廷判決
五令和七年一二月三日	第三小法廷決定
六令和八年二月二〇日	第三小法廷決定
七令和七年二月二〇日	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一令和七年一〇月二〇日	第三小法廷決定
二令和七年一二月二一日	第三小法廷決定
三令和七年一二月二〇日	最高裁判所判事
四令和七年一二月二三日	第三小法廷判決
五令和七年一二月三日	第三小法廷決定
六令和八年二月二〇日	第三小法廷決定
七令和七年二月二〇日	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一令和七年一二月二〇日	第三小法廷決定
二令和七年一二月二一日	第三小法廷決定
三令和七年一二月二〇日	最高裁判所判事
四令和七年一二月二三日	第三小法廷判決
五令和七年一二月三日	第三小法廷決定
六令和八年二月二〇日	第三小法廷決定
七令和七年二月二〇日	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一令和七年一二月二〇日	第三小法廷決定
二令和七年一二月二一日	第三小法廷決定
三令和七年一二月二〇日	最高裁判所判事
四令和七年一二月二三日	第三小法廷判決
五令和七年一二月三日	第三小法廷決定
六令和八年二月二〇日	第三小法廷決定
七令和七年二月二〇日	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一令和七年一二月二〇日	第三小法廷決定
二令和七年一二月二一日	第三小法廷決定
三令和七年一二月二〇日	最高裁判所判事
四令和七年一二月二三日	第三小法廷判決
五令和七年一二月三日	第三小法廷決定
六令和八年二月二〇日	第三小法廷決定
七令和七年二月二〇日	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一令和七年一二月二〇日	第三小法廷決定
二令和七年一二月二一日	第三小法廷決定
三令和七年一二月二〇日	最高裁判所判事
四令和七年一二月二三日	第三小法廷判決
五令和七年一二月三日	第三小法廷決定
六令和八年二月二〇日	第三小法廷決定
七令和七年二月二〇日	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一令和七年一二月二〇日	第三小法廷決定
二令和七年一二月二一日	第三小法廷決定
三令和七年一二月二〇日	最高裁判所判事
四令和七年一二月二三日	第三小法廷判決
五令和七年一二月三日	第三小法廷決定
六令和八年二月二〇日	第三小法廷決定
七令和七年二月二〇日	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一令和七年一二月二〇日	第三小法廷決定
二令和七年一二月二一日	第三小法廷決定
三令和七年一二月二〇日	最高裁判所判事
四令和七年一二月二三日	第三小法廷判決
五令和七年一二月三日	第三小法廷決定
六令和八年二月二〇日	第三小法廷決定
七令和七年二月二〇日	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一令和七年一二月二〇日	第三小法廷決定
二令和七年一二月二一日	第三小法廷決定
三令和七年一二月二〇日	最高裁判所判事
四令和七年一二月二三日	第三小法廷判決
五令和七年一二月三日	第三小法廷決定
六令和八年二月二〇日	第三小法廷決定
七令和七年二月二〇日	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一令和七年一二月二〇日	第三小法廷決定
二令和七年一二月二一日	第三小法廷決定
三令和七年一二月二〇日	最高裁判所判事
四令和七年一二月二三日	第三小法廷判決
五令和七年一二月三日	第三小法廷決定
六令和八年二月二〇日</	

投票日

2月8日(日)

**最高裁判所裁判官国民審査
衆議院議員総選挙**

未来への とびらを開け この一票



投票時間は、午前7時～午後8時です。
(一部の投票所を除きます。)

期日前投票

: 2月7日(土)まで

午前8時30分～午後8時(一部の期日前投票所を除きます。)



山梨県選挙管理委員会